

第4章 施策の方向性と環境配慮指針

基本方針(1) - 柏の自然を活かした多様な生物生息空間、生態系の保全

1 農地や里山・里地の保全

断続的に分布している樹林地とその周辺農地の一体的な保全・整備を進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
緑地を保全します。	保護地区、保護樹木の指定		
	生産緑地としての農地の保全		
水田などの用水路を可能な限り環境に配慮して整備します。	整備の保全		
緑地の状況に応じて、適切な管理を推進します。	市民との協働による緑地管理		
開発事業者への事前指導を徹底します。	適宜指導		

(2) 市民の配慮指針(原則)

水、緑、土壌が環境保全に果たす役割について学習しましょう。
緑化活動などに参加しましょう。

(3) 事業者の配慮指針(原則)

自然環境に配慮した事業活動を推進しましょう。
自然の保護活動に参加しましょう。

2 水辺とその周辺緑地に生息する多様な生態系の保全

利根川、大堀川、大津川、手賀沼とその周辺緑地や樹林地に生息する多様な生物、生態系の保全を進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
水辺環境を保全・整備します。	大堀川周辺整備の推進		
多自然型、河床、河岸構造へ配慮します。	順次整備		
開発事業者への事前指導を徹底します。	適宜指導		

(2) 市民の配慮指針(原則)

動植物などをむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。

休日は，自然に親しむようにしましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

動植物の生態系に配慮した事業活動を推進しましょう。

3 多様な生物生息空間の復元・回復

多様な生物の生息空間や生態系を保全していくために，斜面林，雑木林などの緑地や河川，ゆう水などの水辺を整備し，生物生息空間を復元していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
自然や生態系に配慮した公園を整備します。		こんぶくろ池周辺整備の推進	
多自然型等，河床，河岸構造へ配慮します。	順次整備		

(2) 市民の配慮指針（原則）

宅地内に小動物の生息環境を確保しましょう。

身近に生息する動植物に関心を持ちましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

事業場内に小動物の生息環境を確保しましょう。

農地における動植物の生息機能を高めるようにしましょう。

4 貴重な種の保全

千葉県内でも少なくなってきた貴重な種の生息空間が失われてきているため，水と緑のネットワークを形成し，貴重な種を保全していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
自然環境調査を実施します。		調査の実施 調査員の選任	調査の実施
多様な生物生育・生息空間を整備します。		学校ビオトープ ⁷³ 整備の推進	
貴重種の生息場所等の情報を提供します。	情報整理	情報の提供	
開発事業者への事前指導を徹底します。	適宜指導		

⁷³ 学校ビオトープ：動植物の生態系を保全できる場（ビオトープ）を地域の拠点として小・中学校に確保するもの。

- (2) 市民の配慮指針（原則）
貴重な動植物が多く生育・生息する樹林や水辺には立ち入らないようにしましょう。
- (3) 事業者の配慮指針（原則）
動植物の生育・生息環境に影響を与えないようにしましょう。

基本方針（２） - きれいな手賀沼の再生

1 手賀沼の浄化

水質汚濁の防止のため、法令などによる規制・指導を進めるとともに、家庭からの生活排水対策を進め、多様な生物空間ときれいな水をめざして手賀沼や河川を再生していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
生活排水対策を推進します。	合併処理浄化槽設置の支援		
	生活排水対策の推進		
公共下水道を整備します。	整備の推進		
水生生物の調査をします。	調査の実施・情報提供		
手賀沼についての学習の場を提供します。	学習会等の実施		
	手賀沼を活かしたまちづくり ⁷⁴ の推進		
事業場への監視・指導を徹底します。	監視・指導		
公共用水域の水質の測定・監視体制を強化します。	測定・監視		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
生活排水対策（調理くずや食用油を流さないなど）をしましょう。
生活排水を浄化しましょう。
河川や手賀沼を汚さないようにしましょう。
- (3) 事業者の配慮指針（原則）
排水の排出基準を守りましょう。
水質汚濁物質の排出を抑制しましょう。
排水を適正に処理しましょう。

基本方針（３） - 環境への負担が少ない社会の形成

1 大気汚染対策の推進

⁷⁴ 手賀沼を活かしたまちづくり：柏市、我孫子市、沼南町が共同で策定した「手賀沼を活かしたまちづくり構想」に基づき、住民交流を主体とする手賀沼を中心にしたまちづくり推進事業のこと。

大気汚染の防止のため、法令などによる規制・指導を進め、きれいな空気を再生していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
事業場への監視・指導を徹底します。	監視・指導		
大気の測定・監視体制を強化します。	測定・監視		
		測定局の新設	
野焼きの禁止を徹底します。	啓発・指導		
沿道の緑化など、大気の浄化を推進します。	整備の推進		

(2) 市民の配慮指針（原則）

ごみや落ち葉などを屋外で焼却しないようにしましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

大気汚染物質の排出基準を守りましょう。

良好な燃料を使用しましょう。

2 自動車交通対策の推進

自動車交通の円滑化や抑制対策をすすめるとともに、市民一人ひとりの適正な自動車利用が推進されるまちにしていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境への負荷が少ない自動車を普及します。	計画の策定		
	普及の促進		
バスを中心とした交通体系を検討します。	事前調査・検討		
		順次実施	

(2) 市民の配慮指針（原則）

アイドリング・ストップを推進しましょう。

低公害車など環境に負荷の少ない車を利用しましょう。

ディーゼル自動車の使用を抑制しましょう。

公共交通機関を利用しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

自動車利用の効率化を図りましょう。

アイドリング・ストップを推進しましょう。

低公害車など環境に負荷の少ない車を利用しましょう。
 ディーゼル自動車の使用を抑制しましょう。
 公共交通機関を利用しましょう。

3 有害化学物質の排出抑制

有害化学物質の排出を抑制するため、法令などによる規制・指導を進めるとともに、新たな環境汚染物質等の問題についても適切に対応していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
ダイオキシン類総合対策を推進します。	条例の施行 対策の推進		
第二清掃工場にストーカー式焼却炉 + 灰溶融炉 ⁷⁵ を導入します。		17年度竣工	
事業場への監視・指導を徹底します。	監視・指導		

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境ホルモン⁷⁶について学びましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

有害化学物質の使用を抑制し、適正に管理しましょう。
 環境ホルモンが含まれる製品を製造・使用しないようにしましょう。

4 その他生活環境負荷低減の推進

環境負荷（騒音，振動，悪臭など）を低減するため、生活環境の継続的な改善を進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
事業場への監視・指導を徹底します。	監視・指導		
地盤沈下による環境への負荷を低減します。	地下水採取の規制		

(2) 市民の配慮指針（原則）

家庭での騒音の発生を防ぎましょう。

⁷⁵ ストーカー式焼却炉 + 灰溶融炉：階段状の火格子を上から下に移動させながら徐々に燃焼させる炉と発生した灰を溶かして安全に減溶する炉を組み合わせたごみ処理方式のこと。

⁷⁶ 環境ホルモン：外因性内分泌かく乱化学物質の通称。現在、内分泌かく乱作用が疑われている化学物質は約70物質（ダイオキシン類，PCB，ビスフェノールAなど）あります。非常に微量で作用し，体内に蓄積するものがあつたり，母親から子どもに移行したり次世代に亘って影響することなど，影響を及ぼす機構・作用，体内蓄積度合い，分解されやすさなどは様々です。また，実際の人間への影響についてもまだ不明確な部分が多い。

家庭での悪臭の発生を防ぎましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
 騒音・振動の発生を防ぎましょう。
 悪臭の発生を防ぎましょう。
 事業活動における地盤沈下に配慮しましょう。
 建設工事をするときは近隣住民に配慮しましょう。

基本方針（４） - 安全な生活環境の整備

1 安全なまちづくりの推進

日常生活の安全性の向上や災害時の避難に備えて、歩行空間の整備などを推進していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
安全な歩行空間を整備します。	歩道の整備		
	放置自転車の撤去		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
 迷惑となる駐車・駐輪はしないようにしましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
 迷惑となる駐車・駐輪はしないようにしましょう。
 駐車場・駐輪場を整備しましょう。
 看板設置や商品陳列などにより公道を占拠しないようにしましょう。

2 災害に強い都市構造の形成

都市型災害を防止するため、総合治水の推進や防災公園の整備などを推進していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
防災施設・設備を整備します。	中原ふれあい拠点 ⁷⁷ 整備の推進		
	調整池整備の推進		
地域防災を充実します。	自主防災組織の育成		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
 緊急避難用具を用意しましょう。
 防災訓練に参加しましょう。

⁷⁷ 中原ふれあい拠点：緑豊かな憩いの場、レクリエーションの場としての都市公園機能や災害時の避難場所、緊急物資の受け入れ・配給場所、仮設住宅用地としての防災機能を兼ね備えている場所を整備するもの。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
緊急時対策を徹底し，安全性を確保しましょう

基本方針（５） - 資源循環型社会の形成

1 省資源・省エネルギーの推進

エネルギーを効率的に利用するとともに，環境負荷の少ない行動が推進されるまちにしてい
きます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
省エネルギー型の公共施設を 整備します。	順次整備		
資源の再利用を推進します。	雨水・中水利用施設整備の推進		
省資源・省エネルギーについ ての知識を普及します。	情報提供・学習会の実施		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
電気を節約しましょう。
燃料を節約しましょう。
環境保全活動を実践しましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
資源を大切にしましょう。
電気を節約しましょう。
燃料を節約しましょう。
環境保全活動を実践しましょう。

2 ごみの分別減量，資源化，再利用の推進

ごみの排出量を減少させるため，ごみの分別，資源化，再利用が進められるまちにしてい
きます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
ごみの減量・資源化・再利用 を推進します。	ごみ減量化行動計画の推進		
家庭系ごみの排出抑制と資源 化を推進します。	情報の提供・啓発 家庭系ごみの有料化の検討		
事業系ごみの排出抑制と資源 化を推進します。	資源品の拡大・再生品の利用促進 指導の徹底		

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
焼却灰を再利用します。	エコセメント化の推進		
		溶融スラグ ⁷⁸ 化の推進	

- (2) 市民の配慮指針（原則）
 環境への負荷が少ない製品を購入しましょう。
 ごみの分別をしましょう。
 資源の回収に協力しましょう。
 ごみの出し方などのルールを守りましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
 環境にやさしい商品を製造・販売しましょう。
 廃棄物を適正に処理しましょう。
 廃棄物を減量しましょう。

3 自然の水循環の確保と増進

雨水浸透施設を整備し，自然の水循環の回復をめざします。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
柏・みず環境プラン ⁷⁷ を推進します。	計画の推進		
			計画の改訂
湧水を保全します。	周辺整備の推進		
	雨水浸透ます設置の支援		
雨水排水路を整備します。	順次実施		
雨水などの地下浸透を図ります。	透水性舗装整備の推進		
	透水性調整池整備の推進		
保水能力を向上し，流量を確保します。	緑地・農地保全の推進		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
 雨水の地下浸透を促しましょう。
 ゆう水を守りましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
 水の浸透を促しましょう。
 地下水の揚水量を抑制しましょう。

⁷⁸ 溶融スラグ：焼却灰などの廃棄物を熱焼熱や電気から得られた熱エネルギーなどにより超高熱（1,200以上）下で加熱，焼却させ，無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物のこと。土木用資材やコンクリート製品の骨材として利用されている。

基本方針（6） - ゆう水，雑木林，農地等を活かした快適環境の整備

1 公園・緑地の整備

今ある貴重な緑を活かしながら，身近に触れ合える緑地を整備していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
市民が，緑と身近に触れ合える空間を整備します。		公園整備の推進	
市民や事業者の緑化を支援・推進します。		支援・推進	

(2) 市民の配慮指針（原則）

住宅周辺を緑化しましょう。
地域の緑化活動に協力しましょう。
公園・緑地の管理に協力しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

屋上や敷地内での緑化を推進しましょう。
緑化活動に協力しましょう。

2 身近な水辺の整備

今ある良好な水辺空間を活かしながら，身近に触れ合える水辺を整備していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
市民が，身近に水辺と触れ合える空間を整備します。		利根川周辺整備の推進	

(2) 市民の配慮指針（原則）

水辺の美化・清掃活動に協力しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

事業場内に親水空間を整備しましょう。

3 農地や里山・里地の活用

生物の生息空間，保水などの環境保全機能や教育機能を活かしながら，農地や里山・里地を保全していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
里山の保全を推進します。	酒井根下田の森の管理		
農地の保全を推進します。	農業振興地域整備計画の推進		
	農業者への支援		
農地と触れ合える場を提供します。	市民農園整備の推進		
休耕田などを有効に活用します。	活用方策検討		
生活環境に配慮した農業を推奨します。		支援策の検討	

(2) 市民の配慮指針（原則）

農業の生産活動に触れ合いましょう。
里山の保全活動に協力しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

伝統的な環境保全型農業を推進しましょう。
原風景を大切にしましょう。

4 歴史的・文化的資源の保全

歴史的・文化的資源を保全，活用するとともに，周辺環境への配慮を求めています。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
文化財を保全します。	調査・保全		
伝統文化や行事の伝承を支援します。	補助金の交付		

(2) 市民の配慮指針（原則）

地域の年中行事や伝統芸能の保全に参加しましょう。
地域に伝わる伝統や風習などを調べましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

地域の年中行事や伝統芸能の保全と承継へ協力・支援しましょう。

5 都市景観への配慮

周辺の環境に配慮した景観とゆとりある町並みを整備し，たばこのぼい捨てやごみの不法投棄がしにくい美しい環境を整備していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
まちの美化を推進します。	美化の推進		
	ごみの不法投棄の防止		
環境に配慮した景観形成を誘導します。	計画・基準の作成		
			重点地区の指定

(2) 市民の配慮指針（原則）

町並みの景観に配慮しましょう。
まちの美化に努めましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

町並みの景観に配慮しましょう。
まちの美化に努めましょう。

基本方針（7） - 地球環境の保全

1 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減のために、各主体の取組が着実に推進されるまちにしていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
柏市エコアクションプラン ⁷⁹ を推進します。	計画の推進		
		計画の改訂	
環境保全協定 ⁸⁰ の締結を推進します。	協定締結の推進		

(2) 市民の配慮指針（原則）

電気，ガス，灯油，水の有効利用と節約をしましょう。
住宅の新築や改築のときは，省エネルギー化や自然エネルギーを活用しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

温室効果ガス排出量の削減を推進しましょう。

⁷⁹ 柏市エコアクションプラン：市役所における省資源，省エネルギー，再生品利用など，環境負荷低減のための率先行動計画と地球温暖化防止対策を実行するための計画。平成12年度策定。

⁸⁰ 環境保全協定：柏市環境基本条例の趣旨に基づき，市と事業者が連携を図りながら環境にやさしいまちづくりを推進していくため，事業者が率先して地球環境に配慮した環境保全行動を実践することを目的とする「紳士協定」のこと。

2 その他地球環境保全対策の推進

地球環境保全のために、各主体の取組が着実に推進されるまちにしていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
地球環境問題への関心と理解を醸成します。	情報の提供		

(2) 市民の配慮指針（原則）

家庭で使われているフロンガスの回収に協力しましょう。
紙類の使用はできる限り抑制し、古紙配合率が高いものを使用しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

フロンを使用している製品については適正に処理しましょう。
熱帯材の使用をできる限り抑制しましょう。

基本方針（8） - 市民・事業者の主体的な活動の推進

1 市民参加型環境保全事業の推進

市民・事業者・市の3者が協働して、環境保全施策を進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
市民参加型環境調査を実施します。		検討	調査の実施
市民参加型環境保全事業を推進します。	事業の推進		

(2) 市民の配慮指針（原則）

自然環境調査などに参加しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境保全活動に参加しましょう。
地域の環境保全活動を支援しましょう。

2 市民・事業者による環境を中心としたまちづくりの推進

市民、事業者の主体的な取組により、環境負荷の低減が優先されるまちにしていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境配慮行動を推進する計画や制度を検討します。		計画・制度の検討・策定	
		市民参加条例の制定の検討	

(2) 市民の配慮指針（原則）

具体的な環境行動計画を作成し，実践しましょう。
環境家計簿をつけましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境管理体制を整備しましょう。
具体的な環境行動計画を作成し，実践しましょう。
市民や市に環境行動のノウハウを提供しましょう。

3 市民活動の育成・支援

市民，事業者が，環境への負荷低減に取組やすいシステムを整え，環境保全活動を円滑に進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境配慮活動を推進する市民団体を支援します。	補助金の交付		
国・県などが実施している助成制度について情報を提供します。	情報の提供		
環境保全活動のリーダーの育成を支援します。		リーダーの登録	
		交流の場の設定	

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境保全活動のリーダーシップを取りましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

社員の環境保全活動への参加について配慮しましょう。

4 市民ネットワークの確立と拠点整備

環境保全活動の基盤となるネットワークの確立と拠点整備を進めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
市民、事業者、市が、協働して環境保全活動を推進する組織を整備します。		組織の検討	組織を中心とした活動の推進

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境保全活動を推進する組織をつくりましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境保全活動を推進する組織をつくりましょう。

基本方針（9） - 次世代を担う子どもたち、現世代を支えている人たちへの環境教育の充実

1 学校における環境学習の推進

持続可能な社会を構築するための多様な知恵や技術を次世代へ伝えていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
学校における環境学習を推進します。	環境学習の実施		

(2) 市民の配慮指針（原則）

学校における環境学習に協力しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

校外学習に協力しましょう。

2 地域社会における環境学習の推進

市民の知識交流により、地域社会における環境面での共通認識を高めていきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境学習の場を提供します。	環境学習の実施	環境学習プログラムの整備	
地域社会における環境学習を支援します。	環境学習の支援		

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境学習に参加しましょう。

環境に関する知識を広めましょう。

- (3) 事業者の配慮指針（原則）
社員への環境教育を行いましょ。

3 環境に関する情報の提供と共有化

環境に関する情報を広く提供し、市民が、その情報を共有できるようにしていきます。

- (1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境情報を提供します。	統合型地理情報システム ⁸¹ の検討		
	情報の提供		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
環境に関する情報を収集・提供しましょ。
- (3) 事業者の配慮指針（原則）
環境に関する情報を収集・提供しましょ。

基本方針（10） - 県や近隣市町との連携

1 県や近隣市町との連携による環境保全対策の推進

県や近隣市町と連携し、手賀沼の水質浄化、廃棄物の不法投棄の防止、自動車交通問題など広域的な環境問題に取り組んでいきます。

- (1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
千葉県や近隣市町と連携し、環境負荷を低減します。	県や近隣市町との連携		

- (2) 市民の配慮指針（原則）
市外に出かけたときも環境に配慮しましょ。
- (3) 事業者の配慮指針（原則）
広域的な環境保全活動を行いましょ。

基本方針（11） - 環境基本計画の推進と評価システムの構築

⁸¹ 統合型地理情報システム（統合型GIS）：道路や建物などの必要最低限の地理情報で構成される共用型のデジタル地図を活用して様々な地理情報を提供するシステムのこと。

1 総合的な環境行政の推進

環境保全施策を総合的に推進し、環境にやさしいまちづくりを推進していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
市全体で環境保全施策を推進します。	環境管理推進本部会議の運営		

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境保全施策の計画立案に参画しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境保全施策の計画立案に参画しましょう。

2 環境マネジメントシステムの継続的な運用

環境マネジメントシステムの継続的な運用により、環境保全施策の取組方法や取組結果を客観的に分析、評価し、より実効性のある環境保全施策を推進していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境マネジメントシステムを継続的に運用します。	環境保全施策の改善・見直し		

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境保全施策の運用管理に参画しましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境保全施策の運用管理に参画しましょう。

3 年次報告の作成・市民意見の反映

毎年、環境基本計画の取組状況を公表し、（仮称）環境市民ネットワークの評価や市民からの意見を環境保全施策に反映していきます。

(1) 市の取組

主な取組	スケジュール		
	現況	15年～20年	21年～27年
環境保全施策の取組結果を報告します。	環境白書の作成	年次報告書の作成	
（仮称）環境市民ネットワークの評価や市民意見を環境保全施策に反映します。	評価・意見の反映		

(2) 市民の配慮指針（原則）

環境保全施策の取組に関心を持って、意見を言いましょう。

(3) 事業者の配慮指針（原則）

環境保全施策の取組に関心を持って、意見を言いましょう。